

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性、公平性、透明性を向上させ、企業を取り巻く各関係者にとっての企業価値を最大化すること、特に株主の立場に立って企業価値を最大化することが経営の責務であると考えており、それを担保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針・目的としております。そのためには経営執行の過程において、取締役会等の合議機能、あるいは社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させることが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成、外国人投資家比率、投資家からの要請などを総合的に勘案した上で、現時点においては議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳を行っておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会による取締役会全体の実効性分析・評価につきましては、取締役会のあり方に関して適時社外取締役ならびに社外監査役から意見を得ております。なお、その結果の概要開示につきましては今後の検討事項といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

上場株式の政策保有については、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与すると認められる場合に政策保有を行うことを基本としております。その上で四半期毎に関係部門において評価を行い、必要に応じて取締役会において当社の利益に資するかどうか等を勘案し、必要に応じて保有の合理性を検証しております。

また、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案について、株主価値の毀損につながるものでないかを確認し、総合的に勘案した上で個々の保有状況に応じ、当社と政策保有先双方の継続的な企業価値を向上させるかを基準に都度判断しております。

【原則1-7】

関連当事者間の取引については、取締役会規程や職務権限規程などで取扱いの詳細を定めております。原則として、関連当事者取引は実施しておりませんが、関連当事者取引を実施する場合は、各規程に基づく稟議手続において必要性や許容性を厳格に審議、検討し、必要に応じて取締役会において決議・報告しております。

なお、当社グループ役員の関連当事者取引の有無については、定期的に調査を実施しております。

【原則3-1】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

経営理念および行動指針については、当社ホームページに掲載しております。経営戦略や経営計画については、決算説明会の資料に基づき対外的に開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の1に当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を記載しております。

(3) 取締役の報酬の決定に関する方針と手続

取締役の報酬は、固定の月額報酬と役員賞与で構成されており、単体および連結業績を考慮して、算出しております。支給額は、必要に応じて社外取締役に意見を聞いた上で、取締役会の審議を経て決定しております。また、役員賞与を支給する場合には、事業年度ごとに株主総会で承認を得ております。

(4) 役員候補者の指名および選任に関する方針と手続

取締役および監査役候補者を推薦するにあたっては、人格・識見ともに優れ、高度な倫理観と誠実な価値観を兼ね備え、当社の諸問題に精通し、当社の経営に関する意思決定および業務執行者の監督をする者として適切に職務を全うすることが期待される者を選定しております。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任理由の説明

取締役・監査役候補の個々の選任理由については、株主総会参考書類においてその経歴などを開示し、説明しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程・細則、職務権限規程、業務分掌規程、組織規程などを制定し、各事項の重要性、金額、性質などに応じて、取締役会で決定すべき事項と経営陣に委任すべき事項を明確化しております。これによりガバナンスを強化する一方で、迅速な業務執行を行っております。

【原則4-8】

当社は、社外取締役を2名選任しております。なお、社外監査役を含む社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。当社は、8名の取締役の中で2名が社外取締役であり、当該社外取締役は全く異なる経験や知識を有しております。2名の社外取締役は事業全般にわたり、それぞれの専門的な見地から監督を行っており、その責務を十分に果たしておりますので、現時点では社外取締役を3分の1以上選任する必要はないと考えております。

【原則4－9】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。加えて、実質的に独立的な立場から監督できるか否かという観点から、これまでの経歴、実績、経験等を勘案しながら、個別の検討を重ねた上で、当社の社外取締役に応じたいと判断する者を社外取締役に選定しております。

【補充原則4－11－1】

当社の取締役会は、代表取締役を含む6名の業務執行取締役および社外取締役2名の計8名で構成されており、各取締役は、経営管理、財務・経理、営業、技術、生産などの各所管業務において専門的知識と豊富な経験を有しており、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる役員構成になっていると考えております。

【補充原則4－11－2】

当社は、株主総会参考書類、有価証券報告書にて役員の兼任状況を毎年開示しております。他社で兼任している役職数も限定的であり、当社の取締役・監査役としての役割・責務を十分に果たしております。

【補充原則4－14－2】

取締役・監査役は、研修などの機会を通じて、その役割および責務を果たすために必要な知識を習得しており、その費用を会社が負担しております。

また、新任の社外取締役・社外監査役に対しては、工場見学を実施するなど、必要な知識を習得する機会を設けております。

【原則5－1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主・投資家と建設的な対話を実施しております。アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回、個人投資家向け説明会を適宜開催するとともに、アナリスト・機関投資家や個人株主からの対話の要望に対しては、必要に応じて代表取締役、IR担当取締役などが面談を実施しております。これらIRの機会を通じて、代表取締役やIR担当取締役が自ら説明することにより、当社へのより深い理解を促すよう努めています。また、定時株主総会後、会社説明会、工場見学を実施し、個人投資家などとの対話を促進する体制を整備しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エー・エス・ビー インコーポレーテッド株式会社	6,533,600	42.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,282,700	8.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,076,100	7.01
青木 高太	460,000	3.00
株式会社八十二銀行	325,000	2.12
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	318,000	2.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	207,000	1.35
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	186,000	1.21
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	112,400	0.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505200(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	103,500	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒井 正之	弁護士						△					
檜森 啓二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 正之	○	当社は、酒井 正之社外取締役との間で、過去に(平成21年11月まで)法律に関する顧問契約を締結しておりました。	商事法務、知的財産権、英米法など幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有する弁護士であり、その専門的な見地から法令遵守、コンプライアンスの推進など経営全般にわたり指導・監督をいただくことを期待しているため。 独立役員に指定した理由： 酒井 正之社外取締役と当社の間には、平成21年11月まで、法律に関する顧問契約を締結しておりましたが、現在、当社との取引関係その他の利害関係はなく、同取締役を一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員として指定しております。

檜森 啓二	○	――	製造業において長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かして経営全般にわたり指導・監督をいただくことを期待しているため。 独立役員に指定した理由： 檜森 啓二社外取締役と当社との取引関係その他の利害関係はなく、同取締役を一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員として指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会社法、金融商品取引法に基づく法定監査について、会計監査人から監査の概要（内部統制の検証、財務諸表項目の監査）およびその結果に関して、定期的に報告を受けております。さらに、会計監査人から当社および連結子会社の主に会計に関する内部統制の実行状況、リスクの評価および重点監査項目について説明を受け、適時に意見交換を行っております。

また、監査役会は、当社および連結子会社の業務遂行、経営執行が、法令・定款・社内規則、経営方針に則って適正かつ効率的に実施されているかどうかを主眼とする業務監査について、適宜、内部監査室と協議し、必要に応じ指示を下しながら、相互連携による監査の充実を図っております。会計監査人から得た監査の実施概要・結果は、内部監査室との情報の共有に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 茂	弁護士								△					
山本 正	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 茂	○	当社は、中島 茂社外監査役との間で、過去に(平成12年11月まで)法律に関する顧問契約を締結しておりました。	企業リスク管理・内部統制・ガバナンスなど企業法務に精通する弁護士であり、主に会社法務、労務、特許等の法令、定款・社内規則等の遵守に関し、企業リスク管理を専門とする弁護士としての専門的見地から、監査をいただくことを期待しているため。 独立役員に指定した理由： 中島 茂社外監査役と当社の間には、平成12年11月まで、法律に関する顧問契約を締結しておりましたが、現在、当社との取引関係その他の利害関係はなく、同監査役を一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員として指定しております。
山本 正	○	山本 正社外監査役は、当社の主要な取引先である株式会社八十二銀行出身者であり、同行の常務取締役を平成14年6月に退任いたしました。	長年にわたる金融機関における経験や見識から、経理、財務、与信、取引先審査、人事、総務管財などの管理についての専門的見地から、監査をいただくことを期待しているため。 独立役員に指定した理由： 山本 正社外監査役は、平成14年6月に株式会社八十二銀行(以下、八十二銀行)の常務取締役を退任しており、同監査役と八十二銀行との間に、契約関係・利害関係は一切ありません。また、連結総資産に占める八十二銀行からの借入額の割合は約7.5%程度(八十二銀行からの借入額は、連結の借入金全体の約56.2%程度)であり、現預金は八十二銀行からの借入額を上回る水準にあります。さらに、当社は良好な財務体質を維持しており、企業運営上、八十二銀行に依存しておりません。以上より、同監査役を一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役2名と社外監査役2名の計4名全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、企業業績、株主利益還元などの指標を基準に、各役員の遂行パフォーマンスとの連動性を高める報酬・賞与を体系化していますが、ストックオプション制度などに代表される長期インセンティブ報酬制度は採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役の報酬等の総額を開示しております。

第37期(2014年10月1日～2015年9月30日)の当社の取締役の報酬等
取締役8名 172,541千円(うち社外取締役1名:8,627千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の総額は、株主総会における承認決議の範囲内で決定しております。各役員個々の報酬額については、内規に基づき、当期の会社業績、業績への貢献度、従業員の給与水準との均衡、職務内容、職務の執行状況等を総合的・客観的に考慮し、決定しております。各取締役の報酬等については取締役会において、各監査役の報酬等については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の補佐を目的とする専任部門は設置しておりませんが、重要な会議の議事内容、企業運営に係る重要事項、諸経営データ、稟議書など、重要な企業活動に関する情報は、担当部門から総務部に伝達・集約され、同部から社外取締役へ情報伝達しております。また、取締役会などの重要な会議については、社外取締役および社外監査役に対して資料の事前配布・状況説明を行っております。

同様に社外監査役の補佐を目的とする専任部門は設置しておりませんが、監査役会および監査役の監査業務が規程どおり実施できるよう、常勤監査役および各監査役の監査業務に関する補助業務を、総務部・内部監査室の所属員に命令できる体制を敷いています。常勤監査役は、自らまたは役職員に命じて、重要な会議の議事内容、企業運営に係る重要事項、諸経営データ、稟議書など、重要な企業活動に関する情報を集約し、伝達しています。また、監査役会については資料の事前配布・状況説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状のガバナンス体制:

取締役会、監査役会、内部監査室などが連携して、企業のガバナンスを行っております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の事項および経営上の重要事項を審議・決定するとともに、各取締役から担当部門の職務執行状況の報告を受けるなど、取締役の職務執行をチェックしております。また、専門的な知見・経験を有する弁護士と製造業において豊富な経営経験を有する者を社外取締役(2名)に選任し、第三者的な立場から経営を監督する体制をとっております。取締役、執行役員および部長職で構成される経営会議は、原則として毎月2回以上開催し、取締役会で決定された重要事項の執行状況について、各部門の責任者から定期的に報告を求め、実施状況・結果などを審議しております。

監査役4名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会は定例的に開催され、各年度の年次の監査方針、役割分担、監査日程など、監査基本計画を定めるとともに、監査役による監査状況を報告・承認しています。監査役は取締役会などの重要会議に出席し、経営の意思決定を監視するとともに、取締役の職務執行をはじめ執行役員、幹部職員、各部の業務遂行、会計、コンプライアンス、連結子会社の経営概況を監査します。

さらに、業務執行部門から独立した社長直属の内部監査室では、当社および連結子会社の業務が法令・定款・社内規程等に即して適切に行われているかを監査しております。内部監査室は監査役と連携して監査を実施し、監査結果は社長に通知するとともに、当社および連結子会社に対して業務の改善を促しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外役員の独立性を確保する一方で、ある程度、当社事情に精通している者を社外役員に選任し、実効的な監査を行うことが重要であると認識しております。従って、社外取締役などを中心とした委員会設置会社などの体制を採用しておりません。また、現状の体制において、社外取締役および社外監査役のサポート体制を充実させるとともに、高い見識と専門知識を有する社外取締役および監査役が、内部監査室と連携をとりながら監査業務を行っておりますので、十分な監査体制が確保されていると認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	9月が決算期である当社では、12月(歳末)に定時株主総会を開催いたしますが、既に決算期後80日前後の開催を実施しており、今後も早い期日に最高議決機関たる株主総会が開催できるよう努力していきます。定時株主総会の早期開催に伴い、招集通知の早期発送が必要とされる中、株主各位の便宜に資するよう、法定期日よりも早期に発送する体制づくりに邁進しております。
その他	株主総会の活性化: 株主総会の開催については、法定の招集通知のほか、ホームページに掲載している決算短信において、開催日等の情報を開示しております。 株主総会開催に関する情報開示をさらに充実させるとともに、株主総会の活性化について取組みを深めていきます。 なお、株主総会に関する情報開示につきましては、インターネットの普及を考慮し、株主総会参考書類等をインターネットで開示できるよう、定款等を変更しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに機関投資家・アナリスト向け説明会を実施しております。説明会以外にも、社長および経理担当役員が、機関投資家・アナリストと個別ミーティングを行い、業績内容、事業環境、業績見通し等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報サイトを設置し、決算短信、その他開示書類、事業報告書、有価証券報告書、四半期報告書などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部と経理部が連携し、IRに関する諸業務に当たっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ASBコンプライアンス指針」において、当社は、顧客、取引先、株主、従業員などのステークホルダーの立場を尊重する旨を規定し、社会の期待に応える企業体を目指しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

内部統制システムの基本方針につきましては次のとおりであります。

1. 当社ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役会は、各取締役が法令および定款に適合した職務の執行を行い、社会的責任を果たし、企業倫理を遵守することを確認します。
(2) 取締役会は、当社および当社子会社の取締役・従業員の職務執行について、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細を定めます。
(3) 取締役は、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を徹底します。
(4) 当社および当社子会社の取締役は、当社および当社子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに当社の監査役に報告し、遅滞なく取締役会に報告します。
(5) 監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報は、文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、適切に管理・保存します。また、取締役および監査役または必要な関係者が法に基づいてこれらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

3. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- (1) 取締役会は、意思決定の迅速化のために、経営会議を必要に応じて開催し、経営課題の検討を行い取締役会の意思決定を補佐する体制を図ります。
(2) 取締役会および経営会議は、取締役および従業員の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」など、必要な組織運営に関わる規程を定めます。
(3) 各部門を担当する取締役は、当該部門が実施すべき具体的な施策を定めるとともに、効率的な業務遂行体制の改善を図ります。
(4) 当社子会社は、「関係会社管理規程」および「関係会社稟議規程」に基づき当社に職務執行の状況を報告するとともに、一定の事項については、子会社が判断・決定することにより、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を行う体制を整備します。

4. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、業務執行に関わるリスクを個別、具体的に認識し、その把握と個々のリスクについて未然に回避する体制、および事故発生時にその損失を最小化するための管理体制を整えます。
(2) 顧客の要求事項を的確に把握し、実現できるよう、製品およびサービスの品質保証体制確立のため取得しているISO認証を活用し、それに対応した品質マネジメントシステムを構築、実施していきます。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社に関する重要事項については、当社取締役会および経営会議等において審議・決定します。
(2) 子会社の法務・経理関係業務等については、当社の担当部門が支援、指導を行うとともに、「関係会社管理規程」、「関係会社稟議規程」等に基づき、子会社の業務を管理します。
(3) 子会社に対しては、定期的に本社管轄部門責任者等が出向き、業務の適正を確保するとともに、監査役および内部監査室による監査が実施されます。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき従業員を置き、監査業務に必要な事項を命令することができます。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の従業員の任命、人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得ます。

8. 当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役および従業員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。
(2) 取締役会は、監査役が、取締役、従業員、会計監査人と定期または不定期に、協議意見交換を行う体制を整備します。

9. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備します。
(2) 取締役および従業員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒアリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保します。
(3) 取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

・内部統制システムの整備状況

内部統制システムの整備につきましては、法定の取締役会に加え、取締役、執行役員および部長職で構成される経営会議を設置し、各業務執行部門および連結子会社の活動の一部を統制監督して、業務執行機能・監督機能の重層化を図っております。

また、内部監査室は、監査役と連携して監査を実施し、機能の拡充と活動の強化を図り、当社・連結子会社の業務執行状況を監査しており

ます。

損失の危険の管理に関する体制におきましては、リスク管理規程に基づき、定期的にリスク管理に関して経営会議などの重要な会議の議事に載せ、当社グループのリスクを認識し、組織的かつ適切な予防策を講じております。併せて、顧客の要求事項を満たす製品・サービスの品質保証体制の確立を目的として導入いたしましたISO品質マネジメントシステムは、全社に定着しておりますが、今後もこのシステムを遵守し、有効活用を図ってまいります。

また、「内部統制システムの基本方針」を遵守し、法制の状況の変化などを踏まえ、必要に応じて社内規程類の改訂等を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方：

反社会的勢力に対しては毅然とした対応を行っており、反社会的勢力の影響を一切受けておりません。

反社会的勢力排除に向けた整備状況：

コンプライアンスに関する新入社員研修、コンプライアンス全体研修などを通じて、役職員一人ひとりに、コンプライアンス意識を定着させるとともに、「ASBコンプライアンス指針」の周知・徹底を教育しております。

反社会的勢力からの接触があった場合には、総務部は、事実関係を確認し、反社会的勢力からの影響を排除いたします。必要に応じて、警察署、法律の専門家、外部機関等と協議し、適切な対応をいたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

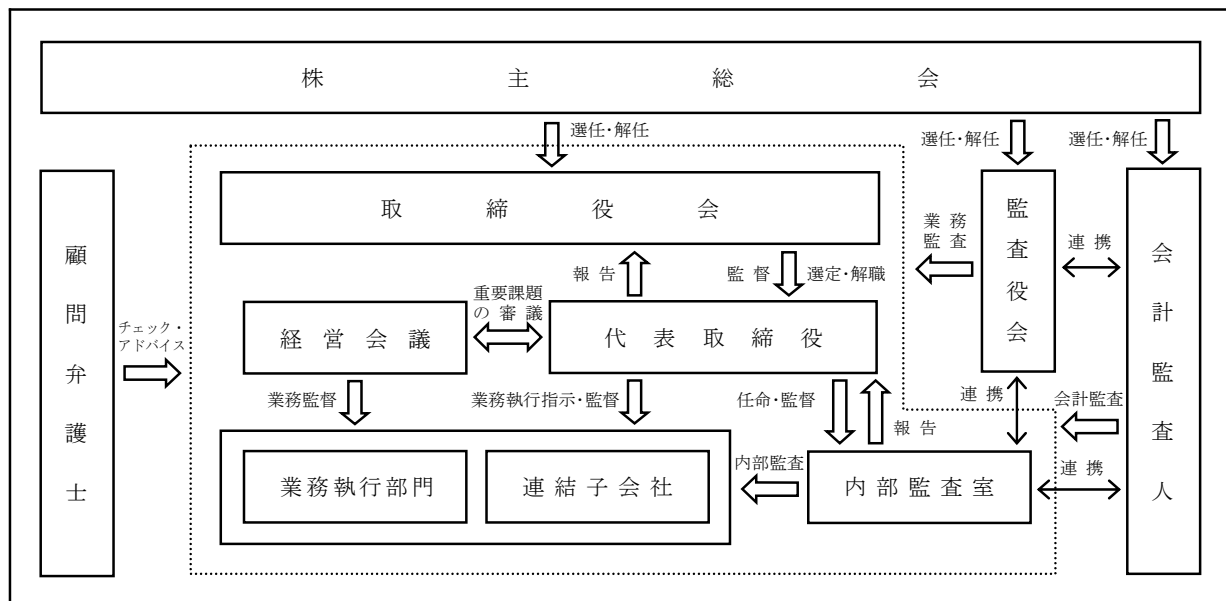
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料 】

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要（模式図）

